

令和7年度公認ソフトボールスタートコーチ養成講習会 開催要項

- 1 目的：本講習会は、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、日本のソフトボール競技の指導現場における活動等において、必要最低限の知識・技能を習得し、安全・安心の指導を提供できる指導者の養成を目的に開催する。
- 2 主催：公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本ソフトボール協会
- 3 主管：山梨県ソフトボール協会

- 4 期日・会場・募集人数・募集期間：

期日	会場	募集人数	募集期間
令和7年 12月7日（日）	笛吹市御坂生涯学習センター 〒406-0805 笛吹市御坂町栗合 372-1 電話：055-263-0848	30 名	仮申込： 令和7年9月16日(火)～ 10月17日（金） 本申込： 令和7年10月20日(月)～ 11月14日（金）

- 5 日程：別途日程の詳細は申込者に伝えます。
- 6 参加条件：令和7年4月1日現在、満18歳以上の者
所属山梨県ソフトボール協会指導者委員長が認めた者
- 7 実施方法：7.5時間以上（共通3.5h/専門4h）の集合講習と
自宅学習（共通11.5h/専門3.5h）を実施する。
- 8 教材：公認スタートコーチ共通科目テキスト（リファレンスブック）
- 9 参加料：1人@10,000円（受講料+テキスト代 税込）
※当日受付にて納入
- 10 申込方法：
 - (1) 山梨県ソフトボール協会の定める方法により、9月16日（火）～10月17日（金）までに仮申込を行ってください。
 - (2) 山梨県ソフトボール協会において仮申込内容を確認のうえ、受講者を内定し、改めて仮申込者に本受講申込に関する通知をします。案内に従い、10月20日（月）～11月14日（金）までに指導者マイページから本受講申込を行ってください。
 - (3) 本受講申込期間終了後～2週間程度で日本ソフトボール協会および日本スポーツ協会において申込内容を確認し、受講可否等について指導者マイページおよびメールにて連絡をします。これをもって、受講内定となります。

11 受講取消：

受講者としてふさわしくない行為（日本スポーツ協会登録者等処分規程等において違反行為と規定された行為）があったと認められたときは、日本スポーツ協会指導者育成委員会または加盟団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合があります。

なお、処分内容については、日本スポーツ協会登録者等処分規程等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討することとします。また、日本スポーツ協会または加盟団体等が受講者としてふさわしくない行為に関する事実調査を開始して以降、処分内容が確定するまでの間、当該受講者からの受講辞退に関する届け出は受理しない。

12 登録・認定：

- (1) 講習会を修了し、その後、日本スポーツ協会から登録手続き（登録料の支払い・登録内容の確認）の案内が届きます。
- (2) 登録手続き（登録料の納入等）を完了した者を、公認ソフトボールスタートコーチとして認定し、「認定証」及び「登録証」が交付されます。
- (3) 登録料は、4年間分の基本登録料 10,000 円と 4年間分の資格別登録料 10,000 円、初期登録料として 3,300 円（税込）の合計 23,300 円を納入いただきます。

13 その他：

- (1) 講習会は、JSPO 公認スポーツ指導者制度に基づき開催するものとし、本講習会受講に際し取得した個人情報の取扱いとは別に定めた個人情報保護方針の通りとする。
<https://coach.japan-sports.or.jp/terms>
- (2) 講習会風景の写真等を実施する都道府県ソフトボール協会ホームページ及びその他関連資料へ掲載する場合がある。
- (3) 天災地変や伝染病の流行、会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の実施する都道府県ソフトボール協会が管理できない事由により講習内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、実施する都道府県ソフトボール協会ではその責任を負わないものとする。

14 問合せ先：

山梨県ソフトボール協会 指導者委員会 担当：田邊友宏

〒404-0025 山梨県甲州市塩山下小田原 271

TEL：090-3245-2204 FAX：0553-33-5555

E-mail：tanabe.tomohiro@gray.plala.or.jp